資料2-2

議題２　中小企業に対する資金繰り支援について（岡崎市提出）

市名	回答		
	（２）利子補給制度の有無	有の場合	
		対象融資制度	補助内容（補助率・補助額・上限額等）
名古屋市	無		
豊橋市	有	小規模事業者経営改善資金（日本政策金融公庫が実施）	利子支払開始日から起算した12回分の利子支払額の2分の1に相当する額（上限10万円）
岡崎市	有	日本政策金融公庫融資（マル経融資はじめ６資金）	２回目から７回目の返済利子の額の45%（又は60%※） 上限額は20万円 ※ 岡崎市多様な働き方推進事業者認証制度「ウイズ認証」を取得している事業者は60%
一宮市	有	日本政策金融公庫の一般貸付、経営改善貸付、創業支援関連貸付、セーフティネット貸付	補助率：当初一年間の利子の30%
瀬戸市	有	日本政策金融公庫からの小規模事業者経営改善資金又は新規開業資金のうち、女性、若者/シニア起業家支援関連若しくは、再挑戦支援関連の融資を受けた者	利子補給の一部を補助する。 補助率1/2　補助上限額10万円
半田市	無		
春日井市	有	小規模事業者経営改善資金	第１回利子支払日から12月までの支払利子額の50%、上限10万円を補助
豊川市	有	豊川市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	補助対象経費：日本政策金融公庫から受けた小規模事業者経営改善資金融資 補助率：融資を受けた日から起算した12月分の利子支払額×50%
津島市	無		
碧南市	有	利子補給金	対象：融資を受けた日から１年間に支払った利子の総額、限度額：１００万円、対象融資：愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金）、マル経融資、日本政策金融公庫生活衛生改善貸付、碧南商工会議所中小企業育成融資制度 ※貸付利率が２%を超える場合の補助対象は「利子総額×２%÷貸付利率」による ※補助対象額が５０万円を超える場合は、５０万円を超えた額の１／２を５０万円に加えた額
刈谷市	有	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	対象経費：対象期間内に融資が完了した利子（初回から連続する12回分まで） 補助率：50% 上限額：同一事業者につき20万円
豊田市	無		
安城市	有	①チャレンジ融資利子補給補助金、②マル経融資利子補給補助金、③創業支援融資利子補給補助金	補助率・上限額の順で、 ①1/3、当該利子補給額②100%以内、15万円③100%以内、20万円
西尾市	無	―	―
蒲郡市	有	①小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 ②創業資金利子補給補助金 ③中小企業経済対策利子補給補助金	①商工会議所推薦で日本政策金融公庫から無担保、無保証人で融資を受けている事業者等に対して融資に係る支払い済み利子額の2分の1かつ支払い回数12回分を上限として補助 ②公庫の国民生活事業の創業資金の融資に対して、融資に係る支払い済み利子額の4分の3、かつ支払い回数12回分、20万円を上限として補助 ③県の経済環境適応資金融資制度に規定するサポート資金に対して融資に係る支払い済み利子額5分の4、かつ12回分を上限として補助

議題２　中小企業に対する資金繰り支援について（岡崎市提出）

市名	回答		
	（２）利子補給制度の有無	有の場合	
		対象融資制度	補助内容 （補助率・補助額・上限額等）
犬　山　市	有	小規模企業振興資金融資利子補給補助金 日本政策金融公庫融資制度利子補給補助金	当初より６回分の利子合計額
常　滑　市	無		
江　南　市	有	1. 江南市小規模企業等振興資金融資利子補給補助金 2. 江南市小規模事業者経営改善資金融資利子補給補助金	1. 融資金額が500万円以下で、かつ、融資期間3年以上の融資を受けた方が当初6か月間の利子の支払いを遅滞なく完了した場合は、その6か月間の利子全額を補助 2. 融資金額が500万円以下で、かつ、融資期間3年以上の融資を受けた方が当初12か月間の利子を遅滞なく支払った場合に、その12か月間の利子金額を補助
小　牧　市	有	小牧市小売商業振興対策促進利子補給補助金制度	補助額 （商業地域・近隣商業地域）　当該年度に係る利子の100％ （その他の地域）　当該年度に係る利子の70％ ※ただし、返済開始後12カ月分以内。
稲　沢　市	有	・小規模企業等振興資金（融資金額2,000万円以下） ・㈱日本政策金融公庫の貸付け（融資金額2,000万円以下）	融資を受けた日から1年以内の最終の償還期日までに支払った利子の40％
新　城　市	有	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度で借入れをし、当該融資に係る１２か月分の利子を支払った市内事業者	１２か月分の支払利子額（返済延滞により加算された支払利子額は除く。）の１／２ 上限額　なし
東　海　市	無		
大　府　市	有	小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	日本政策金融公庫のマル経融資を受けた場合に支払った利子の50％を補助します。 補助対象者：市内に事業所を有し事業を行っている方（申請者） 補助額：1年間に支払った利子の50％を補助 補助上限：10万円
知　多　市	無		
知　立　市	有	小規模事業者経営改善資金融資制度	補助額：小規模事業者が支払った小規模事業者経営改善資金融資制度資金の返済に係る利子の額に相当する額 上限額：小規模事業者が支払った小規模事業者資金の返済に係る利子の額の３０％に相当する額
尾 張 旭 市	無		
高　浜　市	有	(1)小規模事業者経営改善資金利子補給金 (株)日本政策金融公庫から融資を受けた小規模事業者経営改善資金 (2)商業用店舗等整備資金利子補給金 ・愛知県小規模企業等振興資金融資制度 ・愛知県経済環境適応資金融資制度 (3)創業支援資金利子補給金 高浜市商工会の高浜市創業支援資金融資制度	(1)小規模事業者経営改善資金利子補給金 融資金額に係る各年ごとの利息の30%以内(3年間) (2)商業用店舗等整備資金利子補給金 融資金額に係る各年ごとの利息の30パーセント以内の額(3年間) (3)創業支援資金利子補給金 融資金額に係る各年ごとの利息の3分の1以内(5年間)
岩　倉　市	有	①小規模企業等振興資金融資 ②愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資 ③株式会社日本政策金融公庫の新規開業資金	①融資金額500万円以下、融資期間３年以上の場合に、当初６月分の利子の額 ②月額１万円を上限とし、当初１２月分の利子の額 ③月額１万円を上限とし、当初２４月分の利子の額
豊　明　市	有	小規模事業者経営改善資金利子助成金	●小規模事業者経営改善資金制度　融資を受けた日から1年間に支払った利子の2分の1以内、又は10万円のいずれか低い額

議題２　中小企業に対する資金繰り支援について（岡崎市提出）

市名	回答		
	（２）利子補給制度の有無	有の場合	
		対象融資制度	補助内容 （補助率・補助額・上限額等）
日　進　市	有	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	●補助率・補助額 融資に係る利息のうち、1回目から12回目までに支払ったもの(返済遅延により加算された延滞利息を除く。)の合計額の2分の1（100円未満切捨） 過去に補助を受けた融資の借換に当たる場合の補助対象経費は、1回目から12回目までに支払った利息の合計額に、借換後の融資額から借換額を控除して得た額を、借換後の融資額で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数切捨）とする。（借換後の融資額及び借換額の1,000円未満の端数は切捨） ●上限額 10万円
田　原　市	有	令和７年度中（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）貸付を受けた、以下の国公資金等 ・日本政策金融公庫国民生活事業資金 ・愛知県小規模企業等振興資金 ・愛知県経済環境適応資金サポート資金セーフティネット・経営あんしん ・愛知県経済環境適応資金サポート資金経済対策特別（原油・原材料高対応枠）・（米国関税措置・物価高対応枠） ・愛知県経済環境適応資金創業等支援資金 ・愛知県経済環境適応資金災害対応金	・補助率 融資金額（借換資金については、融資金額から繰上償還した額を控除した額)に対して年1.5%（対象資金の貸付利率が年1.5%(対象資金の貸付利率が1.5%を下回るときは、当該貸付利率。） ・上限額 利子補給対象者1者につき、3,000万円 ・申請期間 対象資金の貸付けを受けた日から1年を経過した日から1年を経過した日の属する年度の末日まで
愛　西　市	無	-	-
清　須　市	有	清須市株式会社日本政策金融公庫小企業等経営改善資金利子補給補助金	株式会社日本政策金融公庫法による小企業等経営改善資金の借入申込者で、市税に滞納がないもの。 利子額（借入開始日から１年間）×２０％
北名古屋市	有	小規模事業者経営改善資金	北名古屋市商工会を通じて株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金の融資を受けられた方に対し、当初12か月分にかかる利子の20%を補助
弥　富　市	無		
みよし市	有	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	補助率：支払った利子総額の80% 上限額：20万円
あ　ま　市	有	小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	補助対象経費の1/2相当額
長久手市	無		